

第 31 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 29 年 8 月 22 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
6 番 三浦 万人	7 番 牛尾 博美	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡常喜
10 番 大谷 数義	11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延	13 番 小谷 保雄
14 番 岡本 健治	15 番 小松原常雄	17 番 狹間 延雄	19 番 欠員
20 番 川方 耕治	21 番 岡堂 正顯	23 番 原田 和義	24 番 神田 進
25 番 岡本 嗣喜	26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸
29 番 渡邊 弘登	30 番 三浦 博文	31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三
34 番 玉田 一	35 番 埴本 徹夫	36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功

2. 欠席委員

5 番 林 秀司	16 番 三浦 寿紀
18 番 松山 純久	22 番 三明多佳志
33 番 佐々木京子	番

3. 事務局出席職員

坂田事務局長、河野農地係長、
農林振興課 渡辺主任主事

ただいまから、第31回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

非常に、毎日毎日暑い日が続いておりまして、出会う度にお互い、暑い暑いと言うような会話しかないような昨今でございます。報道等で聞いておりますと、東北地方では相当、農作物の被害等が出ようかという状況で、東京を含めますと毎日雨が降っているという状況下でございますが、幸いにも当地につきましては良い天気が続いておりまして、稲刈りも例年に比べますと1週間くらい早いのではないかとというような事も言われておりまして、大分色づき始めているという事で、今週末くらいから早いところでは稲刈りが始まるのではないかとこの風に思っております。農業会長の三浦会長曰く、今月の10日現在の話では、益田の一部ではもう月初めから稲刈りが始まっているという風な事も言っておられました。品種までは確認しておりませんが、いづれにしても稲刈りのシーズンを迎えたという事には間違いはないという状況でございます。また先日、江津の農業委員会との協議会総会を開催しましたところ、多数の委員の皆様方出席いただきましてありがとうございました。また後ほど、事務局からあると思いますが、この24日、明後日松江で農業関係の研修会がございます。出来れば1人でも2人でも、この委員の中から出席いただければという風に思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

本日の欠席は、

5番 林 秀司 委員、 16番 三浦 寿紀 委員、
18番 松山 純久 委員、 22番 三明多佳志 委員、
33番 佐々木京子 委員

以上5名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

番 委員、 番 委員、
番 委員、 番 委員、

以上 名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

6 番 三浦 万人 委員、 7 番 牛尾 博美 委員です。
よろしくお願いします。

会 長

では、議事に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議の上、農業委員会の議決をいただきたいと思います。

事 務 局

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、2 件 3 筆、11,027 m²となっております。また、農地保有合理化事業で所有権移転が 1 件 6 筆、4,769 m²となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。公告日は 8 月 28 日を予定しており、利用権設定については開始日を 9 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いします。

会 長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

～全委員、挙手～

会 長 ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、旭町今市の田、4㎡です。場所は、浜田市旭支所から約1.1km南の、旭町今市草の谷行政区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に墓地を設置するものです。なお、申請地がすでに墓地に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料5ページに掲載しています。他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、金城町下来原の田、1,234㎡です。場所は、旧浜田市立金城中学校から約750m北東の、吉留町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、

申請地を資材置場にしようとするものです。なお、申請地がすでに資材置場に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料7ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、国分町の畑、外3筆の畑、合計132.08㎡です。場所は、島根県立浜田養護学校から約700m北東の、国分町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を個人住宅にしようとするものです。なお、申請地がすでに宅地に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料9ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、外1筆の田、合計23.75㎡です。場所は、井野八幡宮から約750m東の、井野大谷町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を墓地と進入路にしようとするものです。なお、申請地がすでに墓地等に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料11ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして5号について説明します。申請地は、資料12ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三隅町湊浦の畑、228㎡です。場所は、三保公民館から約700m南西の、湊セド町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建築しようとするものです。なお、申請地がすでに宅地に転

用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料 13 ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして 6 号について説明します。申請地は、資料 14 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑、229 m²です。場所は、三隅郵便局から約 100m 東の、向野田 2 区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建築しようとするものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして 7 号について説明します。申請地は、資料 15 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑、9.5 m²です。場所は、浜田市立岡見小学校から約 400m 東の、岡見郷町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は申請地を墓地にしようとするものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第 4 条申請については、以上 7 件です。

会 長 ただ今、事務局から第 4 条申請について 7 件の説明がありました。非常に今回、4 条については始末書、顛末書が多い案件でございますが、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1 号につきてまして、26 番、宮崎委員お願いします。

第 26 番 (宮崎 龍生 委員)

26 番、宮崎です。ただいま、事務局から説明のありました通りです。また始末書も出ておりますので、どういう事もできません。よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 2 号につきてまして、29 番、渡邊委員お願いします。

- 第 29 番 (渡邊 弘登 委員)
- 29 番、渡邊です。事務局の説明通りなのでよろしくお願いします。
- 会 長 3 号につきまして、22 番の三明委員ですが、本日欠席しておりますので、事務局の方から説明をお願いします。
- 事 務 局 はい。三明委員と 8 月 15 日、お盆の最中だったと思いますが、現場の方確認をいたしました。既に家が建っているというような事もあり、仕方がないだろうという事でございましたのでご報告をいたします。
- 会 長 4 号につきまして、8 番、小川委員をお願いします。
- 第 8 番 (小川 明人 委員)
- 8 番、小川です。15 日に事務局さんと現地を確認しました。この写真で見ますと手前側に私道があるわけですが、これも一緒に整備されまして、この時に一緒に進入路と墓地をつくられたみたいです。今までの墓地は、家の上の方にあって大変不便だったという事で、ここに移動されてますのでよろしくお願いします。
- 会 長 5 号につきまして、2 番、岡田委員をお願いします。
- 第 2 番 (岡田 勝 委員)
- 2 番、岡田です。この度の申請は、〇〇さん、〇〇さんの 2 名で出されておりますが、水害被害に遭われた〇〇〇〇という方がお父様なのですが、水害被害に遭われた後に家を建てられまして、住宅を建てたのちに農地だったという事に気づかれまして、この度一応、申請書を出されまして、顛末書も付けていただいておりますのでよろしくお願いします。
- 会 長 6 号につきまして、34 番、玉田委員をお願いします。

第 34 番

(玉田 一 委員)

34 番、玉田です。今、説明のありました案件については、図面を見られますと周りが住宅地という事で、写真を見られてもこういった状況でございますけれども、8 月 16 日に事務局の方と一緒に現地を確認させていただきましたけれども、これは住宅にされても仕方ないところだなあと思いましたがよろしくお願ひいたします。

会 長

7 号につきまして、27 番、渡辺委員お願ひします。

第 27 番

(渡辺 弘之 委員)

27 番、渡辺です。先日 15 日に現地を確認しました。先ほど説明があった通りですのでよろしくお願ひいたします。

会 長

以上で、第 4 条申請について、7 件、全ての説明が終わりました。皆様方からご意見ご質問がございましたらお願ひします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第 4 条申請についてご承認いただける方の挙手をお願ひします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。以上で、農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、議第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願ひします。

事 務 局

それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。農地法第 5 条申請は、農地の所有者などの権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料17ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、河内町の畑、386㎡です。場所は、浜田自動車教習所から約200m北の、河内町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張と資材置場にしようとするものです。なお、申請地の一部がすでに歩道に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料18ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料は先ほどと同じく17ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、河内町の田、151㎡です。場所は、先程と同じ浜田自動車教習所から約400m北の、河内町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を進入路にしようとするものです。なお、申請地がすでに進入路に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料19ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料20ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、松原町の畑、158㎡です。場所は、浜田市役所から約550m北の、松原7町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にしようとするものです。なお、申請地がすでに駐車場に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料21ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料22ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、旭町丸原の畑、84㎡です。場所は、浜田市立旭小学校から約650m西の、小場田行政区です。申請地は、農用地区域外、都市計画

区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を個人住宅にしようとするものです。なお、申請地がすでに工事が始められており、始末書の提出がありましたので、総会資料23ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして5号について説明します。申請地は、資料24ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、旭町丸原の田、400㎡です。場所は、先程と同じ浜田市立旭小学校から約320m北西の、小場田行政区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建築しようとするものであり、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして6号について説明します。申請地は、資料25ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、宇野町の田、303㎡です。場所は、旧浜田市立宇野小学校から約400m南の、宇野南町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張と倉庫用地にしようとするものであり、周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして7号について説明します。申請地は、資料26ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑、外1筆の畑、合計73.29㎡です。場所は、三隅港から約250m南東の、松原東町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にしようとするものであり、周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして8号について説明します。申請地は、資料27ページ、図面番号⑭をご覧ください。申請地は、国分町の畑、504㎡です。場所は、浜田市立国府小学校から約450m東の、唐鐘10町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものであり、周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして9号について説明します。申請地は、資料28ページ、図面番号⑮をご覧ください。申請地は、高佐町の田、外1筆の田、合計608㎡です。場所は、島根県立浜田高校から約350m北東の、高佐町2町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものであり、周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして10号について説明します。申請地は、資料29ページ、図面番号⑯をご覧ください。申請地は、治和町の田、外1筆の田、合計892㎡です。場所は、JR周布駅から約100m南西の、治和町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地造成しようとするものであり、周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます

農地法第5条申請については、以上10件です。

会 長

ただ今、第5条申請について、10件全ての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、2号につきまして、24番、神田委員お願いします。

第24番

(神田 進 委員)

24 番、神田です。先般、16 日に事務局さんと現地を確認いたしました。始末書も出ておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 3 号につきまして、7 番、牛尾委員お願いします。

第 7 番 (牛尾 博美 委員)

7 番、牛尾です。先週の 16 日に事務局さんと一緒に現場に行きました。写真にありますように、既にアスファルトで舗装されているような状況でした。事務局さんの言われる通りでございます。顛末書も添えられて提出されておりますので、どうぞご審議いただきます様よろしくお願いいたします。

会 長 4 号、5 号につきまして、26 番、宮崎委員お願いします。

第 26 番 (宮崎 龍生 委員)

26 番、宮崎です。4 号についてですが、写真の通りで、伺った時には基礎がすでに出来ておりました。ですので、始末書も出ております。それから 5 号についてですが、これは既に県の方に出しまして許可を受けて、図面の通りにこの場所に住宅を建てる予定です。この両方は姉妹で、非常に若くして頑張っておられますので、どうか一つよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

会 長 6 号につきまして、28 番、大屋委員お願いします。

第 28 番 (大屋 幸 委員)

28 番、大屋です。周りに別に異常はないので、よろしくお願いいたします。

会 長 7 号につきまして、27 番、渡辺委員お願いします。

第 27 番 (渡辺 弘之 委員)

27 番、渡辺です。15 日に現地を確認いたしました。先ほど説明がありました

通りでよろしく願いいたします。

会 長 8号につきまして、22番の三明委員ですが、本日欠席しておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

事 務 局 はい。三明委員とも現場の方、確認をして問題はないという風に聞いております。

会 長 9号につきまして、10番、大谷委員をお願いします。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

10番、大谷です。先立って事務局の方と現地を確認いたしました。近隣はだんだん宅地化が進んでいる所でありまして今回の物件について現地を見まして、結果、家庭内排水の排水路について少し懸念を持ち、事務局の方で問い合わせをしていただきましたところ、確実に排水については行うので心配は要らないという返答をいただいたという事でございますので、問題ないと思われそうですのでどうぞよろしく願いいたします。

会 長 10号につきまして、20番、川方委員をお願いします。

第 20 番 (川方 耕治 委員)

20番、川方です。現地は確認しております。事務局さんの説明もあり、よろしくご審議のほどお願いします。以上。

会 長 以上で、第5条申請について、10件全ての説明が終わりました。皆様方からご意見ご質問等ございましたらお願いします。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。

以上で、農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された、昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号・2号につきまして、資料31ページ、図面番号⑰をご覧ください。申請地は、野原町の畑、528㎡と同じく、野原町の畑、外1筆の畑、合計323.07㎡です。場所は、島根県立大学すぐ隣の、野原町1町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。また、892番4の申請地は、昭和26年以前から田ではなく水路であったと思われます。

続きまして3号につきましては、資料32ページ、図面番号⑱をご覧ください。申請地は、金城町久佐の畑、他1筆の畑、合計782.24㎡です。場所は、浜田市旭支所から約1.2km南西の、金城町宇栗町内です。当該申請地は、大正13年より宅地となっています。

続きまして4号につきましては、資料は戻りまして14ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑、28㎡です。場所は、三隅公民館から約50m南東の、向野田1区です。当該申請地は、昭和24年より宅地となっています。

転用統制外証明願は、以上 4 件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1 号、2 号につきまして、18 番の松山委員ですが、本日欠席しておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

事 務 局 はい。先般確認の方、松山委員と一緒にさせていただきました。現場はもうすでに水路がありますし、原野化しているので問題ないという事でありました。

会 長 3 号につきまして、13 番、小谷委員お願いします。

第 13 番 (小谷 保雄 委員)

13 番、小谷です。15 日に事務局と現地調査をしましたが、私と同じ地区で小さい時から行っていたものですから、まさか畑のままになっているとは思いませんでしたが、約 100 年前に建てられた家でありまして、非農地証明をいただき農地で無くしたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 4 号につきまして、34 番、玉田委員お願いします。

第 34 番 (玉田 一 委員)

34 番、玉田です。8 月 16 日に事務局の方と一緒に現地を確認させてもらいました。図面の方の 14 ページを見てもらいますと位置が分かると思いますが、そういうところがありまして、写真の方は 8 ページの⑥を見ていただきますと既にこのようになっているという事で、58 年にも災害に遭われて家を建て替えていらっしゃる訳ですが、それ以前からこういう状況であったという事でしたのでよろしくお願いします。

会 長 以上で、転用統制外証明願についての説明が、4 件全て終わりました。この件につきまして、皆様方からご意見ご質問がありましたらお願いします。

第 37 番

(岩田 功 委員)

37 番、岩田です。先ほど金城町の久佐のですが、大正 13 年よりという事になっていますが、聞いてみたいのは農地で残っていたという事は、税金の方はどうだったのでしょうか。農地で税金を払われたのでしょうか。それとも宅地で税金を払われたのでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事 務 局

はい。固定資産の課税台帳を見ていないので、ハッキリしたことは言えませんが、農地でも、農業委員会も税務課の方も一応、登記ではなく現況課税という事が基本になっていますので、たぶん宅地で課税はされているのではないかと思います。

会 長

よろしいでしょうか。(はい) 他にございませんでしょうか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。

ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして、協議・報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局

協議・報告事項はありません。

会 長

その他、事務局からありましたらお願いします。

事 務 局

事務連絡ですが、資料の方をご覧いただければと思います。

1点目は、市町村農業委員農地利用最適化推進委研修会大会という事で、冒頭で会長の挨拶にもありましたが、急な話ではございますが、明後日の木曜日に松江市のくにびきメッセで1時半から研修会があります。この研修会は7月に県内のほとんど、半分近くが新しい体制になりまして、推進委員とかも新人さんが来られたところが多数あります。ここに参加される町村のところが多いらしく、駐車場の関係で農業会議の方が盛んに気にされております。今のところ浜田市としましては、会長と私が出席する予定にしております。公用車でこちらを9時半ごろに出発の予定ですが、もう（2人程度）若干名、ご都合の付く方がいらっしゃれば一緒に行っていただければなと思っておりますので、ここであげさせていただきました。強制ではございませんのでご都合が悪ければ致し方ないと思っておりますので、それでも、参加しても大丈夫だといわれる方がおられればと思っておりますのでいかがでしょうか。

第 32 番

（野上 省三 委員）（挙手）

事 務 局

他にはございませんか。では、会長と野上委員と私の方で行ってきたいと思っております。こちらを9時半ごろに出たいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それからすみません。レジメの方にはないのですが、急遽、浜田市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則と言うA3判のものをを見ていただければと思います。一応、9月の議会で農業委員の改選の関係の条例等の制定についてあげるという事で今準備をしています。その中で、規則も条例の方にはかかりませんが規則の方も作っておかなければいけないという事になっておりまして、今、法令審査等を受けているところでございます。それで最終確認になろうかと思うのですが、第2条のところの区域になります。ここの農業委員、推進委員のところですが、各支所にお話をさせていただいたところ、いくつかは変えた方が良いのではないかという話がありまして、区域の方を変えております。それで、ここで確認をさせていただきたいのは、推進委員

の区域についてはこの区域でよろしいですかという事です。三隅と旭につきましては、以前の区域から変えて欲しいと希望もあったので変えているのもありますし、他の区域につきましてもこれで大丈夫ですかという事で、一応確認をしていただけたらと思っております。途中で変更となりますと、中々大変なところもありますので、最初が肝心といいますか、もう一度皆様にお話をさせていただけたらと思っております。

第 37 番

(岩田 功 委員)

これは、1名のところは変えられないですよ。実質的に。

事務局

そうですね、推進委員は地区を決めて募集をしますので、なのでここから1名です。

第 37 番

(岩田 功 委員)

浜田の3区などを見ると1名ですごく書いてありますが、これだけのものを1人でやられるのが可能なのかと、ちょっと心配なのですが。私のところも八ツ木地区の方で、1名で本当に大丈夫かなと思いますが…皆さんは？…。いずれにしても農業委員会も、ここに携わってもらえるという事ですよ？

事務局

そうです。推進委員プラス農業委員の方も担当区域は持ってもらおうという事になろうと思いますので、ダブる様な感じになると思います。

どうでしょうか。これで特段、問題ないようでしたらこれで最終的に決めさせていただきたいと考えております。

委員

(特に異議なし)

事務局

わかりました。それでは一応、これで最終確認とさせていただきたいと思います。

2点目ですが、今年度も8月には農地パトロールの実施が法律で決まっております。そして11月には、農地利用意向調査を結果に基づいて意向調査の方を実施して、1月までには回答をいただくという事になっております。一応、今年度も非常に厳しいという事は承知しておりますけれども、農地利用状況の農地パトロールの実施方法という事で、資料の方を作らせていただきました。期間の方は、昨年と同じ8月から10月までで実施していただきたいと思います。そして10月の総会の時に提出をしていただければと思います。対象の農地は、浜田市全ての農地という事になっております。第1種を重点的にという事が記載されていますが、一応すべての農地という事になっております。現在農地台帳にあるデータを、今回そのまま全部出力をしております。基本的に昨年、皆様に調査をしていただいたものを入力しているはずですので、データの方は反映されていると思われます。多少、確認が出来てないところもあって、何万筆もありますので入力ミスという事もあるかもしれません。何も入力されてないところは、致し方なくて入力していないものもありますのでご確認をしていただければと思います。地図につきましては、大変申し訳ございませんが昨年と同じものを提示させていただいております。今年度の全筆調査ということで、一応お願いはしたいと思っておりますけれども、書き方の方ですが、真ん中の耕作状況のところに、昨年皆様に調査していただいたものが書いてあります。不可能や不明などとあると思いますが、これは昨年、地図では分からなかったところという事ですので、これについてはもう見ていただかなくても良いのかなという風に思っております。もし分かれば、確認をしていただければと思いますが、基本的には全筆調査と言いながらも昨年見て、地図になかったところ、あっても山の中で調査出来ないと言うところ等が不可能や不明のところですので、これについては確認をされなくても良いと考えております。あとは、○営農や○保など書いてありますが、昨年のものを反映しておりますので確認していただければと思います。利用状況調査結果というところですが、遊休農地でないと1号と2号の三つしかありません。1号遊休か2号遊休か、そうでないかしかなりです。ですので、遊休農地ではないのは、非農地レベルのところもあるし、ちゃんと作っていると言うものもあります。1号か2号でないと言う

事が、イコール遊休農地ではないという事になっておりますので、その辺で参考にしていただければと思っております。それで1号であれば、荒廃農地調査分類のところはA分類、A判定という事になっております。その隣の農地法32条第1項と言うものが利用意向調査で、ここに数字や文字が入っていれば、意向調査を昨年したという事でございます。その隣の意向内容ですが、これは調査内容の結果が入ったところになります。ですので、根拠上程32条第1項と書いてあって隣に何もないと言うのは、調査はしたけれども回答なしとか、届いていないとかといった事でございます。回答があれば、そこに意向内容が入っております。基本的にはもう作られないような所といった回答が多いようですが、そういうのは全てその他で処理をさせていただいておりますので、参考にしていただければと思います。国からはこの調査の内容で、自分が作られるとか自分で権利を設定して作ってくれる人を探すだとか、市の円滑化団体で誰かに作ってもらうという事になっていても、現況が変わっていなければ税金が高くなる可能性がある、勧告をする場所という事になっております。なので、調査をしたところの内容が、実際どの様になっているのかの確認もしていただければと思っております。そして、その隣の文字列独自項目の1と言うところですが、これは納税をしていただいている方の名前になっております。ですので、氏名と文字列が違っていれば相続をされてない所という事になります。具体的には、最後に「～外」と付いてるところの地番につきましては、登記が亡くなられた方になっていて息子さん等が払われているというところでございます。書き方は、隣のH29調査結果というところにこの様に書いていただきたいと思っております。先ほど言いました様に、不可能や不明というところは何も書かなくて良いです。基本的には、営農しているとか保全管理をしているとか、1号遊休か2号遊休か、それとももう農地でない等を書いていただいて提出していただければと思っております。ただし調査日については、一応全部調査したところで入力をしていただければと考えております。あと、不作付け地で管理が1年に1回でも草を刈っているのが分かれば農地としても良いです。確実に管理がされていないと思われれば、1号かB判定という事になるのですが、1号が約20年くらい経てばBになると言うのが、国の方針になっておりますの

で、中々、国の言う方針と実際とでは簡単にリンクしないこともあります、出来るところから少しでもやって行くと言うのは、国からも言っておりますので出来る範囲のところ無理のないところでやっていただければと考えております。また時間についてですが、昨年は一昨年の倍以上に働いていただきました。もちろん報酬の方も皆様の方にお支払いしますが、昨年は限度額を時間で切ったりしましたけれども、今年は金額の方はまだ決まっておりませんが働いた時間の分をきちんと言ってお支払いしたいと考えております。予算の範囲という事もありますし流用等色々ございますが、先般、ご指摘もございました様に時間については働いていただいた分には何らかの報酬を支払うようにしたいと思っております。時間も記入をする紙を付けておりますので、何時間やったかという所を書いていただければという風に思っております。それと今回、昨年の結果を入力したものが反映されたものをお渡しする予定でございますが、先ほども言いました様に臨時の職員1人で入力をしておりますので、若干の入力ミスもあつたり、地番が変わっていたりすれば入力出来ないところもありますので、参考までに昨年の結果、冊子ですが見させて欲しいという事があれば事務局の方にありますので、言っていただければお渡ししたいと思っております。また、地図についてですが、小さくて見にくいと言うものですので、もし拡大が欲しいだとかいう事があれば、拡大したりGISで見て確認したりは出来ますので個別にお話しいただければ対応したいと思っております。

事務局の方からの農地パトロールについては以上です。

会 長

今、事務局の方から特に農地パトロールの点についての説明なり、協力依頼がありましたが、何かご意見等がございましたらよろしくお願いします。

第 10 番

(大谷 数義 委員)

10番、大谷です。ただいまパトロールについての説明をいただきまして注意等もお話になった訳ですが、昨年から1年経過しているわけですが、地籍調査等で新たに昨年に変わって図面が出来ているような地域と言うのはないのですか？

会 長

事務局お願いします。

事 務 局

すみません、確認が出来ていないというところもあるのですが、地籍調査は毎年やっていて、1年か2年経てば市の方のGISと言いますか、市の方の地図にはアップはされて来ているので、いくつかはあるかと思います。今、こちらの方が皆様に提出している地図は、農業委員会の方が持っている地図という事ですので、これは問題なく皆様の方に提出はできる地図なのですが、これを新しいものにしたいという事になれば、水土里ネットの土連さんが管理をされているものでして、これらを新しく地番を分けたりするという事をするのには、土連の許可があるので中々出来ないという事です。浜田市が持っている地図もあるのですが、これについても地籍調査が終わっている所は大丈夫なのですが、それ以外のものは出せないということを聞いております。もし出せるにしても色々と手続き等をしなければならないというところがありまして、旭などは100%地籍調査が終わっていますので出せると思うのですが、他のところについては、中々どこまでアップされているかは確認が出来ておりません。少しずつですが市の地図もアップはされているはずだとは思いますが。

会 長

大谷委員、よろしいでしょうか。

第 10 番

(大谷 数義 委員)

わかりました。出来ればそういった地図が見られるように地籍調査が終わったところについては、できるだけ早く我々の目にも入れていただけるように努力して頂きたいと思います。

第 17 番

(狭間 延雄 委員)

17番、狭間です。この度、推進委員と農業委員と分けられまして、〇〇が私の方から離れていくのですが、調査の方は私がするのですか？それとも今度変わった推進委員の方へ私の方から言うのですか？

事務局

先ほども言いました様に、浜田市は3月からになりますので、今の受け持ちの農業委員さんの担当区域を基本的に今回見てもらうという事になるかと思っています。ただ来年、農業委員と推進委員分かれて、推進委員で全地区、農業委員で全地区と言うことで区域は決まるとは思いますけど、農地パトロールについては、どちらもするという事に県の方でもなっておりますので、その辺はまた、皆さんで協力して区分けをしたり共同でやったりしていくような感じになると思っております。基本的には、農業委員と推進委員でチームを組んで、その地区を見るという形になると思っております。以上です。

会長

はい。ですので、今回は今の分で、担当地域をパトロールするというのを基本として、今狭間委員が言われた通り、来年の改正ごろに言われたら良いのではないかと考えています。その点をお願いします。

第 8 番

(小川 明人 委員)

8番、小川です。名前の前に色々な人の顔だとか、カメラとか色々あるのですが、これを説明してもらえますか？

事務局

すみません。これは文字化けをしておりますして、台帳から引っ張って来て、こちらの方のパソコンで処理をしている関係で、文字が化けております。文字が化けてしまって暗号のようになっております。お伝えするのを忘れておりした、すみません。

会長

実は私のところにもあるんです沢山。判読できるものは判読しようと思っていたのですが、皆さんにあると思いますよ。

第 2 番

(岡田 勝 委員)

だけど、名前が分かりませんが…。少しは分かりませんか？

会長

判読も不可能ですか？確かに雪のマークあったり、○があったり色々であり

ますが、出来れば判読をしていただいて、いよいよわからない所は事務局の方へ地名と番地で照会をかけてもらうというのはどうでしょうか。これを今から全部作り変えると言うのは、大変だと思いますのでね。

事務局

一応辺りを付けていただいて、これは全く分からないから教えて欲しいという事であれば、その部分についてはこちらの方で返答したいと思います。

会長

岡田委員、よろしいでしょうか。

小川委員、どうでしょうか。

先ほども言いました様に、わからないものについては地名番地で照会してもらえないと思います。

第 8 番

(小川 明人 委員)

今現在、健在の方ならいいですけど、亡くなられている方の場合は全然わかりませんよ。

会長

そうですね…。

事務局

字は確かに見ればわかるかと思います。それがどこの人かと言うのはこちらでも分からないので…。

第 2 番

(岡田 勝 委員)

まあ、何とかやってみましょう。

会長

はい。去年はこういう事はなかったのですがね、今年はどうもこういう風なのがありますので、ひとつ判読してやってみてください。

そのほかパトロールについてや、何かご意見等ございますでしょうか。

事務局

後、旭につきましては安床委員が体調不良の為、5月で辞められましたので都

川につきましては、私の方がパトロールをしようと思っておりますので、ご報告しておきます。

会 長

何か全体を通して、ご意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

第 26 番

(宮崎 龍生 委員)

26 番、宮崎です。今、事務局から旭の方の地籍調査が終わっているから出せと言われましたが、今もらった地図を見ると前回と全く一緒だという事でしたので、旭の場合は終わっているということなので、それに変わってもらう事は出来ないのでしょうか。と言うのは前回図面を見て、わからないから事務局の方へまた新しいのを送ってもらって…見てもわからないんですよ…。だから、出来ている所は出して欲しいと思います。

事 務 局

新しいと言いますか、こちらの市の方の物の出し方が分からないと言うのがありまして、ピンポイントで少しずつ出すのは出来るのですが、それを全部という事になると座標と言いますか、そういうのが必要になってくるのではないかと考えております。出すことにテクニックとかそういうのがいるという事で、中々難しいと言うのがあります。ただ、旭の方は支所の方で、そう言った事が出来ると聞きましたので、その辺は担当の者と話はして見て、なるべく出せる方向に検討したいと思ひますし、地籍調査が終わっているところは、なるべく提供できるようにはしたいと思ひております。ただ、先ほども言いました様に正式に農業委員に出すとなると税務課なり、他のところに出していいかと言う協議をしなければいけないと言うのがありまして、基本的に公に出すと言うのが難しいと言う状況ではあります。そこは協議をしたいと思ひております。

会 長

宮崎委員、よろしいでしょうか。

第 26 番

(宮崎 龍生 委員)

納得はしておりませんが…。自分が苦勞するだけですからね…。

第 2 番

(岡田 勝 委員)

それはね、元になるものが無くて調べろと言うのは酷ですよ。皆さん、どう思われますか？

第 26 番

(宮崎 龍生 委員)

去年初めてやって、本当大変だったですよ。もう出来ないですよ。あんな図面を見てなんて…。図面さえしっかりしてれば出来ますよ。

第 2 番

(岡田 勝 委員)

あの図面は大体、何十年前のものでしょうか？最近の物ではないでしょう。

事務局

平成 20 年頃じゃないかと聞いております。だから約 10 年前ですね。

第 2 番

(岡田 勝 委員)

そんな事ないでしょう。もっと前でしょう。昭和何年とかでしょう。昭和の地図ですよ、それでなかったらあんなに埋まってないですよ。

事務局

地図については至急、事務局の方でもう一度、検討いたします。

会 長

はい。毎回この地図の問題についてはよく出る話ですけども、今、事務局が言われましたが、再度内部で検討してみたいという事ですので、良い方向になるようにして頂きたいという風に思っております。

それでは別に、ご意見等はないでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして、第 31 回の農業委員会総会を終了させていただきます。暑い日が続きまして農作業等大変だと思いますが、健康にだけは十分注意いただいて、それぞれのご活躍を祈念しております。ありがとうございました。

終了 午前 10 時 51 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

